

百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産協議会作業部会設置要綱改正 新旧対照表

百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産協議会作業部会設置要綱	百舌鳥・古市古墳群世界遺産協議会作業部会設置要綱(案)
(趣旨) 第1条 この要綱は、百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産協議会設置要綱第5条第2項の規定に基づき、百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産協議会作業部会（以下「作業部会」という。）に関し、必要な事項を定める。	(趣旨) 第1条 この要綱は、百舌鳥・古市古墳群世界遺産協議会設置要綱第5条第2項の規定に基づき、百舌鳥・古市古墳群世界遺産協議会作業部会（以下「作業部会」という。）に関し、必要な事項を定める。
(協議事項) 第2条 作業部会は、次の事項を協議する。 (1) 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産協議会（以下「協議会」という。）における協議事項に関すること (2) 百舌鳥・古市古墳群包括的保存管理計画の実施状況の把握及び協議会に対する課題、施策案の提示 (3) 資産及びその周辺環境の保存管理と整備活用に関する重要事項の調整 (4) 世界遺産委員会への提出が必要な資産の保全状況の定期報告書等に関すること	(協議事項) 第2条 作業部会は、次の事項を協議する。 (1) 百舌鳥・古市古墳群世界遺産協議会（以下「協議会」という。）における協議事項に関すること (2) 百舌鳥・古市古墳群包括的保存管理計画の実施状況の把握及び協議会に対する課題、施策案の提示 (3) 資産及びその周辺環境の保存管理と整備活用に関する重要事項の調整 (4) 世界遺産委員会への提出が必要な資産の保全状況の定期報告書等に関すること
(組織) 第3条 作業部会は、別表第1に掲げる委員をもって構成する。	(組織) 第3条 作業部会は、別表第1に掲げる委員をもって構成する。
(役員) 第4条 作業部会に、次の役員を置く。 (1) 部会長 1名 (2) 副部会長 1名 2 役員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。 3 部会長は、作業部会を総括する。	(役員) 第4条 作業部会に、次の役員を置く。 (1) 部会長 1名 (2) 副部会長 1名 2 役員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。 3 部会長は、作業部会を総括する。

<p>4 部会長が不在のときは、副部会長がその職務を代理する。</p> <p>(会議) 第5条 作業部会は、部会長が必要に応じて招集し、主宰する。 2 作業部会は、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。</p> <p>(庶務) 第6条 作業部会の庶務は、協議会の事務局において処理する。</p> <p>(その他) 第7条 この要綱に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年1月26日から施行する。</p> <p>別表第1 (第3条関係) 大阪府府民文化部都市魅力創造局副理事 大阪府教育庁文化財保護課長 堺市文化観光局世界文化遺産推進室長 羽曳野市市長公室世界文化遺産推進室長 藤井寺市政策企画部世界遺産登録推進室長</p> <p>別表第2 (第4条関係) 部会長 大阪府府民文化部都市魅力創造局副理事 副部会長 大阪府教育庁文化財保護課長</p>	<p>4 部会長が不在のときは、副部会長がその職務を代理する。</p> <p>(会議) 第5条 作業部会は、部会長が必要に応じて招集し、主宰する。 2 作業部会は、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。</p> <p>(庶務) 第6条 作業部会の庶務は、協議会の事務局において処理する。</p> <p>(その他) 第7条 この要綱に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年1月26日から施行する。 <u>この要綱は、令和元年12月 日から施行する。</u></p> <p>別表第1 (第3条関係) 大阪府府民文化部都市魅力創造局副理事 大阪府教育庁文化財保護課長 堺市文化観光局世界文化遺産推進室長 羽曳野市市長公室世界文化遺産推進室長 藤井寺市政策企画部世界遺産登録推進室長</p> <p>別表第2 (第4条関係) 部会長 大阪府府民文化部都市魅力創造局副理事 副部会長 大阪府教育庁文化財保護課長</p>
--	--